

第9回講義 参考資料

1 参考判例

- 1) 大判明 38・12・6 民録 11 輯 1653 頁・P I 339 (金銭授受前の抵当権設定)
- 2) 大判大正 2・6・19 民録 19 輯 458 頁 (消費貸借の予約上の権利の性質)
- 3) 大判昭 11・6・16 民集 15 卷 1125 頁・P II 192 (金銭授受前の公正証書)
- 4) 最判昭 39・9・4 民集 18 卷 7 号 1394 頁・P III 32 (結納の返還)
- 5) 最判昭 42・11・24 民集 21 卷 9 号 2460 頁 (消費貸借契約の解約)
- 6) 最判昭和 47・5・25 民集 26 卷 4 号 805 頁・P II 163 (死因贈与の撤回)
- 7) 最判昭和 48・3・16 金法 683 号 25 頁 (諾成的消費貸借)
- 8) 最判昭 53・2・17 判タ 360 号 143 頁・P II 162 (負担付贈与の解除)
- 9) 最判昭 55・1・24 判時 956 号 53 頁・P II 194 関連判例① (無効な契約に基づく準消費貸借)
- 10) 最判昭和 57・4・30 民集 36 卷 4 号 763 頁・P164 (負担付死因贈与の撤回)
- 11) 最判昭 60・11・29 民集 39 卷 7 号 1719 頁・P II 159 (贈与と書面)
- 12) 最判平 8・12・17 民集 50 卷 10 号 2778 頁 (使用貸借の認定例)

共通到達目標モデル案 (修正案)

第2章 贈与

- ◆贈与とはどのような契約であり、どのような要件が備われば有効に成立するか、どのような場合に成立した契約の効力を争うことができるかを説明することができる。
- ◆贈与契約に基づいて贈与者がどのような義務ないし責任を負うかを説明することができる。

第5章 消費貸借

- ◆消費貸借とはどのような契約であり、どのような要件 (要物性を含む) が備われば有効に成立するかを説明することができる。
- ◆準消費貸借とはどのような契約であり、どのような要件が備われば有効に成立するかを説明することができる。
- ◆利息制限法に違反する利息を約した消費貸借契約の効力及び、制限に違反する契約に基づいて支払われた利息・元本の返還請求が認められるかについて、具体例に即して説明することができる。

第6章 使用貸借

- ◆使用貸借とはどのような契約であるかについて、賃貸借との違いに留意しながら、説明することができる。